

令和 7 年度茨城県野生鳥獣による農作物被害対策担当者研修  
業務委託仕様書

茨城県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する茨城県野生鳥獣による農作物被害対策担当者研修業務委託の仕様は、以下のとおりとする。

## 1 業務の目的

鳥獣被害防止のため、地域住民による地域ぐるみの対策として「被害防除」、「有害補獲」、「生息環境整備」等の取組を総合的に実践することが重要であり、地域での取組に対して的確な指導・助言を行う人材の確保・育成が課題となっている。

そこで、鳥獣被害対策に取り組む農業者や市町村鳥獣被害対策担当者、集落住民等を対象に、鳥獣被害対策に関する専門的な知識や技術の習得を目的とした研修会（全 6 回）を開催し、地域への的確な指導や助言が可能な地域指導者や集落リーダーを育成する。

## 2 業務の内容

### （1）鳥獣被害対策講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全 6 回の研修を実施すること。

|              |   |
|--------------|---|
| 実施時期         | 令和 7 年 7 月～令和 7 年 12 月  |
| 対象者          | 鳥獣被害対策に取り組む（取り組みたい）農業者、市町村職員、農業団体職員、集落リーダー等   |
| 実施回数         | 全 6 回   |
| 実施場所         | オンライン、県内施設及び現地集落  |
| 研修内容に関する留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策を担当する行政職員等が、全 6 回の研修会の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、座学やグループワーク、実習を通して学べる内容とすること。</li> <li>・鳥獣被害対策における行政課題について整理し、課題解決の手法について、座学やワークショップを通して学べる内容とすること。</li> <li>・イノシシについて、侵入防止柵の設置や維持管理を取り扱うこと。また座学と併せ、侵入防止柵の設置方法と管理方法に関する実習を行うこと。</li> <li>・ニホンジカ、キョン、クマの生態と対策について座学を通じて学べる内容とすること。</li> <li>・中型獣類（アライグマ、ハクビシン、タヌキ等）について、座学と併せ、電気柵の設置方法や捕獲などの被害対策について実習を含めた内容とすること。</li> <li>・農作物被害を防ぐ捕獲手法（イノシシ、ニホンジカ）について、座学と実習を含めた内容とすること。</li> <li>・鳥類（カモ、カラス等）について、防鳥ネットやテグスなどの被害対策を取り扱うこと。</li> <li>・現地集落における鳥獣被害及び被害対策の現状の把握や点検方法、及び合意形成の手法について、座学、実習及びワークショップを通じて学べる内容とすること。</li> <li>・ICT 機器を活用した鳥獣被害対策の省力化や効率化について、座学と実習を含めた内容とすること。</li> </ul> <p>（各回共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各回 30 名程度を募集する（オンラインを除く）。</li> <li>・研修開催に必要なチラシや次第、テキスト等資料や資材について作成・準備すること。</li> <li>・受講者の取りまとめ等の参加受付業務を行うこと。</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各講座の座学について動画を撮影し、受講後にフォローアップが可能となるようにアーカイブで一定期間、閲覧できるようにすること。また、講座のアーカイブについて、各回終了後1ヶ月以内を目途に閲覧できるようにすること。</li> <li>アーカイブ動画は当該年度3月末日までインターネット上で閲覧可能な状態とすること。</li> <li>受講者の研修内容に対する理解を深め、今後の被害対策の一助とするため、研修以外の時間に、必要に応じ個別相談等を実施すること。</li> </ul> |
|--|---|

全6回のスケジュール（案）を以下のとおり示す。研修テーマや内容については、甲乙協議し最適なものに改めること。

| 回   | 開催日時                                       | 研修項目                 | 研修内容  | 場所                     |
|-----|--|----------------------|---|------------------------|
| 第1回 | 7月中旬<br>10:00～<br>12:00<br>13:00～<br>16:00 | イノシシ等による農作物被害対策      | <p>【午前】※行政職員を対象</p> <p>○鳥獣被害対策における行政課題について整理し、解決手法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの進め方</li> <li>鳥獣被害対策の課題解決に係るワークショップ(課題や対策方法の検討)</li> </ul> <p>【午後】</p> <p>○イノシシの生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵の設置、維持管理</li> </ul> <p>○シカ、キョン、クマ対策に関する基礎的な知識を習得する。(座学)</p> | 県内施設<br>笠間市<br>(調整中)   |
| 第2回 | 7月中旬<br>13:00～<br>16:00                    | 中型獣類による農作物被害対策       | <p>○中型獣類の生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵・箱わなの設置方法</li> </ul>  | 県内施設<br>常総市<br>(調整中)   |
| 第3回 | 8月下旬<br>13:00～<br>16:30                    | 農作物被害を防ぐ捕獲           | <p>○イノシシ・ニホンジカを対象とした、農作物被害対策を防ぐための捕獲手法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止のための捕獲の考え方</li> <li>捕獲器具の紹介・安全な使用方法</li> <li>痕跡調査の方法</li> </ul>  | 県内施設<br>常陸大宮市<br>(調整中) |
| 第4回 | 10月上旬<br>13:00～<br>16:00                   | 鳥類による農作物被害対策         | <p>○鳥類の生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防鳥ネットの設置、光による追い払い機器の実演</li> </ul>  | 県内施設<br>土浦市<br>(調整中)   |
| 第5回 | 11月中旬<br>9:30～<br>16:00                    | センサーカメラを活用した集落点検及び対策 | <p>○集落環境診断による地域ぐるみの対策手法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落環境診断の進め方</li> <li>現地調査、点検結果の地図化と課題整理</li> <li>ワークショップによる対策検討(フォローアップ)</li> <li>講師講評</li> </ul>  | 県内施設<br>笠間市<br>(調整中)   |
| 第6回 | 12月中旬<br>13:00～<br>16:30                   | 捕獲通知システムによる捕獲活動の効率化  | <p>○捕獲活動の効率化に繋がるICT機器の活用方法を学ぶ。(座学+実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT(捕獲通知システム等)やGISを活用した農作物被害対策の考え方、活用方法</li> </ul>   | 県内施設<br>鉾田市<br>(調整中)   |

## (2) 侵入防止柵点検講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で内容やカリキュラム等を企画・設計し、全3回の研修を実施すること。

|            |  |
|------------|--|
| 実施期間       | 令和7年8月～令和7年12月   |
| 対象者        | 県及び市町村担当職員、集落住民等   |
| 実施回数       | 全3回  |
| 実施場所       | 現地集落   |
| 内容に関する留意事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・国や県の補助事業を活用し侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）を設置した市町村の職員や地域農業者を主な対象に、設置後の適切な維持管理の手法を学べる内容とすること。</li><li>・侵入防止柵の維持管理の重要性や方法について、座学を通して学べる内容とすること。</li><li>・受講者が研修後に侵入防止柵のメンテナンスを実践できるよう、実習を通じて維持管理の手法を具体的に学べる内容とすること。</li><li>・銚田市では設置、それ以外では点検をメインとすること。</li><li>・研修後、現地の状況と侵入防止柵のメンテナンス方法をまとめた、A4サイズ2ページ程度のフィードバック資料を作成すること。</li></ul> (各回共通)<br>※(1) 鳥獣被害対策講座の記載内容に同じ。 |

全3回のスケジュール(案)を以下のとおり示す。研修テーマや内容については、業務委託先と協議し最適なものに改めること。

| 回     | 開催日時                                    | 研修内容  | 場所                          |
|-------|---|---|-----------------------------|
| 第1回   | 9月下旬<br>13:00～15:30                     | ○ワイヤーメッシュ柵の点検(座学+実習)<br>・イノシシの生態と対策<br>・ワイヤーメッシュ柵の点検、修繕方法 | 現地集落<br>桜川市<br>(調整中)        |
| 第2・3回 | 8月上旬～<br>12月下旬<br>13:00～15:30<br>(各回共通) | ○電気柵の点検(座学+実習)<br>・イノシシの生態と対策<br>・電気柵の点検、修繕方法             | 現地集落<br>笠間市<br>銚田市<br>(調整中) |

## 3 契約期間

契約締結日から、令和8年1月30日(金)まで

## 4 成果物

業務終了後、業務完了報告書(上記業務を記録した写真、動画や使用した資料等を含む)を提出すること。(紙1部及びデータ一式)

## 5 その他

- ・乙は、事業実施にあたり甲と十分協議し、事故防止に努めること。
- ・乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。
- ・乙は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様にて定めのない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。